

教育ローン（当座貸越タイプ）商品概要説明書

令和5年12月1日現在

商品名	しんきん教育ローン（当座貸越タイプ）
ご利用 いただける方	次のすべての条件を満たしている方 (1)申込時年齢が 満 20 歳以上の方 (2)安定継続した収入がある方 (3)子弟・孫・被扶養者が学校等に就学中または就学予定である方 ※対象となる学校等は、国内・海外を問わず、学校（教育施設）と呼称されるもので、大学院（法科大学院を含む）、大学、短期大学、専修学校、各種学校（予備校・専門学校を含む）高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等） (4)しんきん保証基金の保証を受けられる方 (5)以下の①または②に該当し、当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件①②のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。
お使いみち	(1)就学する学校等への 1 年分の納付金 (2)就学に付随してかかる 1 年分の付帯費用（100 万円以内） ※教材費、引越費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、受験費用等 (3)申込人が(1)または(2)を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）
ご融資形式	当座貸越（貸越契約期限までの手続きにより証書貸付へと切り替わります。）
ご融資金額	貸越極度額 50 万円以上 500 万円以内（10 万円単位） ※お申込金額と当金庫および他の信用金庫でのしんきん保証基金付個人ローン残高の合計額およびカードローンご融資限度額のすべての合計額が、3,000 万円を超えることはできません。 ※当座貸越から証書貸付に切り替える場合、ご融資金額は、当座貸越の元金残高に最終利済日以降の貸越利息を加えた金額となります。（1 万円以上 1 万円単位とし、1 万円未満の金額があるときは万円単位まで切り上げることができます。）
ご融資期間	[当座貸越期間] 5 年以内（1 年ごとの自動更新） ※（6 年制大学等、在学予定期間が 4 年を超える場合は、最長 7 年以内） [証書貸付期間] 3 ヶ月以上 10 年以内
ご融資利率	変動金利 ※現在のご融資利率につきましては、窓口へお問い合わせください。
金利変動 について	[当座貸越期間] ご融資利率は、当金庫の定める短期貸出最優遇金利の変動により見直します。変更後の新利率は、改定日後最初の利払日の翌日から適用させていただきます。 [証書貸付期間] ご融資利率は毎年 10 月 1 日の当金庫の定める短期貸出最優遇金利を基準として年 1 回見直します。変更後の利率は、12 月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。

次項へつづきます

ご返済方法	[当座貸越期間] ・元金返済据置とし、利息は利息支払用口座から毎月払いとなります。 ・卒業予定月の翌月末までに証書貸付に切り替えることで完済となります。 ※ご融資期間中の元金の任意返済は可能です。 [証書貸付期間] ・毎月元利均等または元金均等割賦返済 ・ご融資金額の 50%までボーナス月加算返済もできます。 ・具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。
保証人・担保	必要ありません。 ※（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。
手数料・保証料	保証料はご融資利率に含まれています。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9 時～17 時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用可能です。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。 現 地 調 停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。 移 管 調 停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する。
その他	・審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・証書貸付期間の一部、全部返済には当金庫所定の手数料が必要となります。 ・商品内容の詳細につきましては、窓口・営業係にお問い合わせください。